

## 尾去沢銅山事件（二）

菅原 彬州

はじめに

- 1 尾去沢銅山
  - 2 村井茂兵衛
  - 3 献納金調達のための外債問題
  - 4 旧盛岡藩のオールト商会関係外債の処理
  - 5 村井茂兵衛の債務
  - 6 井上馨と岡田平蔵（以上、本誌129巻3・4号）
  - 7 司法省の調査
  - 8 北代正臣・小野義真の喚問
  - 9 井上馨の喚問
  - 10 川井清蔵の口供
  - 11 川村選の口供（以上、本号）
  - 12 判 決
  - 13 大蔵省よりの追徴金を村井茂兵衛へ還付
  - 14 尾去沢銅山附属品買上一件の結末
- おわりに

### 7 司法省の調査

「奉内借」という文言をタテに理不尽にも尾去沢銅山を「官没」された村井茂兵衛は、それでも大蔵省への債務返済のための金策に努力し、その目処が立ったので大蔵省へその旨を伝えた。しかし、既に尾去沢銅山は岡田平蔵に払い下げられていたのであった。

零落しつつあった村井茂兵衛は、この大蔵省の対応を不満として、酒田裁判所に書面をもって出訴したが却下されたので、ついに中央の司法省へ直接訴えるに至った。

時あたかも、司法省を取り仕切っていた江藤新平は、1872年12月28日（明治5年11月28日）、以下の布達46号を発していた<sup>58)</sup>。

地方官及戸長等人民ノ願意ヲ壅閉スレハ裁判所へ直訴スルヲ允ス

- 一地方官及ヒ其戸長等ニテ太政官ノ御布告及ヒ諸省ノ布達ニ悖リ規則ヲ立或ハ処置ヲ為ス時ハ各人民 華士族卒平民ヲ並セ称ス ヨリ其地方裁判所へ訴訟シ又ハ司法省裁判所へ訴訟苦シカラサル事
- 一地方官及ヒ其戸長等ニテ各人民ヨリ願伺届等ニ付之ヲ壅閉スル時ハ各人民ヨリ其地方裁判所へ訴訟シ又ハ司法省裁判所へ訴訟苦シカラサル事
- 一各人民此地ヨリ彼地へ移住シ或ハ此地ヨリ彼地へ往来スルヲ地方官ニテ之ヲ抑制スル等人民ノ権利ヲ妨ル時ハ各人民ヨリ其地方裁判所へ訴訟シ又ハ司法省裁判所へ訴訟苦シカラサル事
- 一太政官ノ御布告及ヒ諸省ノ布達ヲ地方官ニテ其隣県ノ地方揭示ノ日ヨリ十日ヲ過ルモ猶延滞布達セサル時ハ各人民ヨリ其地方ノ裁判所へ訴訟シ又ハ司法省裁判所へ訴訟苦シカラサル事
- 一太政官ノ御布告及ヒ諸省ノ布達ニ付地方官ニテ誤解等ノ故ヲ以テ右御布告布達ノ旨ニ悖ル説得書等ヲ頒布スル時ハ各人民ヨリ其地方裁判所又ハ司法省裁判所へ訴訟苦シカラサル事
- 一各人民ニテ地方裁判所及ヒ地方官ノ裁判ニ服セサル時ハ司法省裁判所へ訴訟苦シカラサル事 五年十一月廿八日

---

58) 「地方官及戸長等人民ノ願意ヲ壅閉スレハ裁判所へ直訴セシム」（『太政類典』第2編、第338巻、訴訟2、民事裁判所2）。

また、翌1873（明治6）年2月25日には、以下の布達23号を発してもいる<sup>59)</sup>。

当省壬申第四拾六号布達ニ付テハ地方官及ヒ其戸長等ニテ各人民ヨリ願伺届等ニ付之ヲ壅閉スルカ又ハ地方裁判所及ヒ地方官ノ裁判ニ服セサル事等ニ付各人民ヨリ司法省裁判所へ訴訟致度旨申立ル者アルトキハ其地方裁判所又ハ地方官ヨリ添翰ヲ渡スヘシ若シ地方裁判所又ハ地方官ニテ三日ヲ限り添翰ヲ渡サ、ルトキハ直ニ司法省裁判所へ訴訟苦シカラサル事 六年二月廿五日

司法省は、地方官や戸長等の処置が成規に悖り、人民の権利を妨げるような事があれば、各人民はこれを地方裁判所もしくは司法省裁判所に訴えることができる。また、地方裁判所及び地方官の裁判に不服のある者は司法省裁判所に訴えることができるとしたのである。

村井茂兵衛が、この司法省布達に基づいて、合法的に司法裁判所へ出訴するに至ったのは、1873（明治6）年2月頃であったと言われている。

村井茂兵衛の訴えを受けた司法卿の江藤新平は、司法権の行政権からの自立を図ろうとしていた時であり、また、政府の大官や地方官が公私を混同し官権を笠に着た横暴な所業に及ぶのを苦々しく思っていた時でもあり、早速この村井茂兵衛の訴えを調査するよう部下の司法大丞兼大検事兼警保頭島本仲道に調査を内命じた。

年日付はわからないが、島本仲道の調査結果報告では、以下のように、指摘されている<sup>60)</sup>。

一 盛岡藩大属川井某なるもの、廃藩置県の際、藩の財産を大蔵省に

---

59) 同上。

60) 細井肇『閥族罪恶史』、大鑑閣、1919年、75頁～76頁。

引渡すに方り、村井茂兵衛の提出せし受取証を以て、却て貸付金なりと申立て、 従ひて大蔵省が其処分をなすに際し、村井より取立んとしたり、然るに此事實は、村井方の證明により明瞭したるにも拘らず、大蔵省官員は依然として其返納を迫りたり。

二 村井が五万五千余円の責任ありと云ふは、全く圧制によりたるものと認む、 何となれば、大蔵省が盛岡藩の財産を継受するや、同藩には有名なる大森林あり、其他の財産尠からずして、之が為め商人たる村井の財産を差押ふるが如きの理なく、他に多少藩と村井との間に取引関係ありしとは云へ、結局村井より借入れたる金銭なるものは、之を認むる能はざればなり。

三 大蔵省は銅山を没収したりとて、之が払下をなすには、須らく公明正大なるべきに、 嘗て公売の手續を尽す所なく、山口県人岡田某に払下げたるが、此岡田某は当時の大蔵大輔井上馨の親近者にして、村井より申出たる五カ年賦を排し、岡田某に二十箇年賦を許したるは、(<sup>脱</sup>全)く其私交私情に出でたるものにして、 両者の間に醜関係の存在せざるやの疑なき能はざるなり。

この報告については、島本仲道が1873(明治6)年11月10日に辞職した後「代言人となつて村井の為に奔走したときに話したことが種々に伝えられたのではないか」ということも指摘されていて、どうも報告の期日がはっきりしない<sup>61)</sup>。

一方、島本仲道に調査を命じた江藤新平は、1873(明治6)年4月19日を以て参議に任じ、尾去沢事件よりも征韓論の方に意を注ぐようになっていた。

そして、同年10月24日、征韓論に決着がつき、江藤新平は西郷隆盛・板垣退助・副島種臣・後藤象二郎等とともに袂を連ねて政府を去ることとなつ

---

61) 尾佐竹猛『法窓秘聞』、復刻版、批評社、1999年、182頁。

た。そのため、尾去沢銅山事件の調査にも影響が及び、同年10月25日に参議大木喬任が司法卿を兼任することになり、尾去沢銅山事件の担当調査官の構成にも変化があり、島本伸道も退官するに至った。

すなわち、尾去沢銅山事件の調査報告書を出した島本伸道は、この頃時を同じくして起こった小野組転籍事件に絡んで辞表を出し、それが1873（明治6）年11月10日に聴許され、政府を去ることになったのである<sup>62)</sup>。

ところで、4代目村井茂兵衛の死去により5代目となった村井茂兵衛は、この事件がなかなか進捗しないであろうということを聞き込んで、1873（明治6）年12月18日に提出した司法省裁判所への訴状を、1874（明治7）年1月8日に一旦は取り下げたが、2月5日、再び出訴した。その訴状内容は明らかではないが、尾去沢銅山不当処分を取り糺しを求め、其の経営権を取り戻すことにあったと推察される<sup>63)</sup>。

そして、3月5日、村井茂兵衛代言人堀松之助・同代書人佐藤芳三郎が司法省裁判所に提出した「計算書」によれば、村井茂兵衛の未納額は、旧盛岡藩藩債関係は金1万1008円余であるが、旧盛岡藩への銅代売上代価差引残金は金5742円余であると、主張しているのであった<sup>64)</sup>。

島本伸道の辞職後、尾去沢銅山事件は司法省裁判所聴訟課に係属した。当時の司法省聴訟課長は権大判事河野敏謙、掛りは1874（明治7）年5月以前は少判事小畑美稲、少解部長長沼東夫、同長崎彊、それ以後は権中判事大島貞敏、大解部長山崎万幹、権中解部長崎彊であった<sup>65)</sup>。

そして、司法省裁判所は、1874（明治7）5月18日、前記のように、この尾去沢事件のうち、金1万5000円の空証書を作成し、それを「公債」に書き出した改定律例第247条の罪により、川井清蔵に懲役1年を言い渡す

---

62) 前掲、『日本富豪発生学・閥族財権争奪の巻』、69頁。

63) 前掲、『世外井上公伝』、第2巻、67頁。

64) 同上、67頁～70頁。

65) 小田中聡樹「尾去沢銅山事件——司法権独立への陣痛——」（我妻栄編『日本政治裁判史録 明治・前』、第一法規出版、1968年、325頁）。

とともに、当時死去していた4代目村井茂兵衛が英商オールトとの条約証書に連署していた点について、その代理人堀松之助に、「存命ナラハ懲役三十日ノ贖金二円二十五銭可申付処、死後付其罪ヲ問サル間此旨可相心得事」と、申し渡したのであった<sup>66)</sup>。

かくして、尾去沢銅山買上一件に絡む大蔵省の処置について、司法省は、それに関わった井上馨等大蔵省官吏への責任を追及するに至った。

しかし、この責任追及に対して、当時の長州閥のリーダーであった木戸孝允は、事件をどのように捉えていたのであろうか。

木戸孝允は、1874（明治7）12月25日付伊藤博文宛書翰で、次のように述べている<sup>67)</sup>。

井上司法省云々いかゝなる事に候哉窃に心配いたし申候元より御疎は有之間敷候へ共御保護奉祈候且又井上も可成丈け法に不触様注意有之度如此事は自然と政治上之妨とも相成可申と煩念いたし申候政府にも精々輕挙卒行は御慎み一般之利害得失を御顧慮不被下而は不相濟また有司之面々は可成丈注意いたし候而法を重し嫌疑に不触様いたし度事と奉存候

木戸孝允は、事件の渦中にある井上馨のことを窃かに心配し、伊藤博文に井上馨の「保護」を依頼しているのであった。

また、木戸孝允は、1875（明治8）年2月の大阪会議に関わった井上馨を参議に復帰させようとも考えていて、事件の決着について、3月11日付伊藤博文宛書翰で、以下のように伝えている<sup>68)</sup>。

井上世外も一応参議に被召出候而ハ如何左候へハ余り隙取さる方可然

66) 同上。

67) 妻木忠太編『木戸孝允文書』第5巻、非売品、1930年、461頁～462頁。

68) 妻木忠太編『木戸孝允文書』、第6巻、非売品、1930年、60頁。

歟と奉存候村何と歟申すもの、云々も昨日之御嘶通に而はとふ歟早々片付候様にも窺ひ申候明白に御処置無之而は不都合と申事に御坐候へは世外も行政上之誤而何も私心私情より出候事にも無之且井上と申候而も法之当られざる人と申義も有之間敷候間贖罪金出し候とも格別は無之事と奉存候

すなわち、木戸孝允は、事件で刑事責任を問われているとはいえ、それは井上馨の「行政上之誤」であって、別に「私心私情」からのものではないから、贖罪金で済む話ではないかと、見ているのであった。

井上馨を擁護する木戸孝允・伊藤博文等は、事件の調査にあたっていた司法省調査官の入れ替えを画策してもいた。その結果、調査主任官であった河野敏謙は、1875（明治8）年4月25日、「栄転」の形で新設の元老院議官に異動となり、同じく事件の調査に従事していた小畑美稲は司法省長崎上等裁判所に移され、大島貞敏も高知裁判所へ転勤となった。

## 8 北代正臣・小野義真の喚問

この間、尾去沢銅山事件に関する司法省の調査は次第に進展し、村井茂兵衛の上納金処分に関わった当時の大蔵省6等出仕・判理局長北代正臣にまで及び、1874（明治7）年5月9日、司法省は北代正臣の喚問を求める伺を正院に提出するに至った<sup>69)</sup>。

内務省五等出仕 北代正臣

右ハ大蔵省判理局長奉職中旧盛岡藩負債一件取扱之儀ニ付尋問之筋有之候間当省裁判所へ呼出候様致度此段相伺候也

69) 北代内務省五等出仕尋問ニ付呼出伺」（『公文録 司法省之部 明治七年五月』、第211巻）。

明治七年五月九日

司法卿大木喬任

三条太政大臣 殿

この伺は5月12日に認められた。そして、北代正臣はその後兩三度呼出しに応じたが、内務省の命令により、九州長崎へ出張したため、司法省は正院を介して再三再四内務省と掛け合うことになるのであった<sup>70)</sup>。

内務少丞北代正臣大蔵省判理局長奉職中旧盛岡藩外国負債一件取扱ノ儀ニ付司法裁判所ニ於テ糺問中ノ処、九州筋へ出張候ニ付外連累ノ者吟味筋ニ差支候間早々帰京候様御達相成度段司法省ヨリ掛合有之依テ内務卿へ問合ノ上不日帰京可致旨及回答置候処再応前件ノ次第申出候ニ付猶又内務省へ問合候処御用取纏ノ上本管高知県へ帰省同所ニ於テ十五日間滞留ノ上帰京可致旨別紙丙号ノ通回答有之候右様帰京延引相成候テハ連及ノ者吟味上ニ差支不都合モ可有之候間至急帰京仕候様内務省へ御達ノ方ニ可有之哉此段相伺候也。

このようにして難航した北代正臣の尋問であったが、北代正臣の陳述の内容は、以下の通りであった<sup>71)</sup>。

高知県士族

内務少丞

北代正臣

三十二年十ヶ月

一自分儀大蔵省六等出仕奉職中辛未九月二日判理局設置相成爾後同局へ出務局長ノ名義ハ無之候得共事務総テ引受旧藩ニ外国負債ノ廉々

70) 「北代内務省五等出仕喚問」(『太政類典』, 第2篇, 第340巻, 訴訟4, 審理1)。

71) 「旧盛岡藩藩債処分ノ儀伺」(『公文録 司法省之部 全 明治八年十二月』, 第246巻)。

調査ニ着手以来右藩債取調之儀ニ付大坂神戸辺へ往復中旧盛岡藩外国債ニ関係致候村井茂兵衛分借金上納分取調之義川村選へ担当為致有之所申正月初旬ヨリ自分ハ大病ニテ同三月初旬迄引籠中二月下旬頃ト覚候茂兵衛上納金一件ニ付川村ヨリ病牀ヲ冒シ打合来候儀モ御坐候得共病中ノ事ニテ何等之儀承り候哉総テ記憶不仕且三月二日旧盛岡藩外国負債関係人村井茂兵衛以下取立金取計伺ト記載セシ回議案其外同人ヨリ旧盛岡藩へ係ル貸借上納金等之精算書式冊取揃川村ヨリ自分へ差出上納金三万六千八百兩余ニ相成等之事由申出タルヲ即チ長官ノ回議ニ付セシ義ハ何分覚無無之乍併回議案中現在自分捺印有之上ハ其責決テ可遁心得ニ無之候得共茂兵衛上納金三万六千八百兩余之儀ハ元来民部省へ差出シ有之精算書写ニ紛敷附紙ヲ貼シ右ニテ決定相成タル上納金ノ内壹万円ノ分ハ今般当庁ニ於テ御吟味之上預金又ハ貸付金ニモ無之全ク旧盛岡藩ノ旧債ノ内ニ払入相成タル金円ニ判然致候趣拝承驚入申候一体自分捺印致候御精算書之本文ト附紙ト相反シ紛敷義ニ心付候ハ、夫々再考モ可仕之処全ク其義ニ不心付疎漏ニ捺印致候ハ不念之至ニ候加之回議案并精算書等川村ヨリ受取長官へ差出タル際同人ヨリ壹万兩等之事情ヲ巨細承り候覚無之ト雖モ条理ニ於テ書面外ノ手續且紛敷附紙之俣ニシテハ事柄了解之上ナラテハ捺印不相成筈然ルヲ自分ハ勿論大輔ニ於テモ無異儀捺印相成候上ニ於テハ自分へ夫々事情陳述シタルベシト云モ敢テ辞スル所ニ無御坐候右等之義ハ前申上候通大坂神戸往復中ニ付自分ニ於テハ一切取調方関係不仕主任ノ川村へ打任セ置候義ニテ其時分茂兵衛之苦情申立タル事情ハ毫モ承り不申夫故主任之取調ヲ信摠トシテ本文ト付紙ノ相違ニモ全ク不心付捺印仕候事ニ可有之乍去專務之局中ニ於テ取調候事件ニ付今日斯ル不都合ヲ生シ候段主任之越度トハ乍申自分ニ於テモ不注意之責不免候事

右申上候通聊相違無御坐候以上

明治八年十月廿日

北代正臣印

この北代正臣の口供については、次のようにも、記されている<sup>72)</sup>。

其後申年正月元日ヨリ熱病ニ罹リ、一旦は人事ヲ分タザル程ニテ、三月二日迄平卧罷在、同三日ヨリ出勤仕候。然ルニ前書平卧中、両三度モ川村義自宅ニ参リ候処、平卧中ニ付相断候へ共、強而面談致度赴ニ付、不得止面会ノ処、旧盛岡藩ノ負債一件ノ書類数多持参、病床ニ於テ一通リ申立ノ赴承リ候義ハ覚居候へ共、右病中ニ付其事柄逸々推窮致候気力モ無之、左スル時ハ自ラ指図ノ致シ様モ無之の処、川村ノ申出ニハ、村井へ係ル計算民部省ノ調ト相変ジタル壱万五千円等ノ訳柄、巨細承知致居候筈ニ有之段云々申立候赴ニ候へ共、左様ノ義絶而心得不申候。尤計算ノ義ハ大概川村へ打任セ置候事ニ而、一々分明ノ御答申上兼候。

判理局長北代正臣は、村井茂兵衛の上納金一件が大蔵省で再び調査に取りかかった明治5年1月末から2月上旬の頃、熱病に罹り「平卧」していた。そのため、1月末に大蔵少丞小野義真より旧盛岡藩外国負債一件の専任調査を申し付けられた大蔵省十等出任川村選が「旧盛岡藩ノ負債一件書類数多持参」して北代正臣宅へ来訪し、村井茂兵衛の上納金一件の調査状況や計算を報告されても、「病中ニ付其事柄逸々推窮致候気力モ無之」、ましてや「左スル時ハ自ラ指図ノ致シ様モ無之の処」であると弁明したのであった。

尋問にあたった判事は、この北代正臣の弁明につき、次のように受け止めている<sup>73)</sup>。

茂兵衛上納金取調一件、再ビ大蔵省ニ於テ著手候義ハ、壬申正月廿九

72) 前掲、『世外井上公伝』第2巻、118頁～119頁。

73) 同上、119頁。

日より二月月上旬ニ起ル。此発意タルヤ、今般ノ吟味上ニ於テ小野ニシテ井上・北代等ノ関スル処ニ非ズ。然ルニ北代ハ辛未十一月頃ヨリ大阪・神戸辺へ出張。同十二月下旬、帰京否ヤ大病ニ罹リ、壬申三月初旬迄、平卧出勤ノ日ナシ。小野ハ正月廿九日、茂兵衛上納金取立一件ノ端緒ヲ発キ、其後二月十四日より大阪へ出張アリ。左スレバ僅十四日計モ判理局ニアリテ、其後ハ同局へ局長ノ人欠員ナリ。茲ニ至テ主任ノ川村取調ノ趣、時々北代ノ病床ニ就テ委曲具ニ申スト雖、北代へ問ヒバ其事曖昧、又回義案指出シタル砌、川村より北代へ云々ノ事情陳述シタリト云モ、北代ニ於テハ模糊トシテ不知者ノ如シ。依テ考慮ヲ加ヘルニ、川村ヨリ北代へセシハ全ク名義ノミニテ、其实ハ直ニ長官へ具陳シ、且第七号ノ通忠兵衛へ説諭等モ長官ノ差函ニ随ヒシコトナラン。左スレバ川村ニ於テ専断ノ責ハ有之間敷、是吟味不足ノ第八也。

前記の1872年3月21日（明治5年2月13日）に大蔵省に提出した村井茂兵衛支配人沢田忠兵衛の歎願に対して、1872年4月25日（明治5年3月18日）、大蔵省十等出仕の川村選は、「岡田平蔵尾去沢鉱山引受願之儀ニ付見込取調伺」と目安書きした稟議書を作成し、大蔵省諸務課・判理局・丞を経て輔に提出した。そして、大蔵大輔たる井上馨がこれを決裁したのであった<sup>74)</sup>。

大蔵卿大久保利通が岩倉使節団の副使として欧米に派遣中、事実上大蔵省の「上長官」であった大蔵大輔井上馨にも、村井茂兵衛上納金一件の決裁に実質的に責任があり、この点がより追及されなければならなかったというものであった。

村井茂兵衛上納金処分一件の再調査専任を十等出仕川村選に命じた大蔵少丞小野義真への喚問を求める司法省の伺は、明治7年11月12日になされ、

---

74) 同上、59頁。

以下のように翌日「允許」された<sup>75)</sup>。

従五位小野義真

右ハ大蔵少丞奉職中旧盛岡藩外国負債ニ関係イタシ候村井茂兵衛上納金処分ノ儀ニ付当省裁判所へ呼出シ尋問致度此段相伺候也。七年十一

月十二日

伺之通 七年十一月十三日

そして、小野義真は、同年11月25日に拘留申付の上申がなされるが、11月29日、病気を理由に、以下のような制限を付して釈放した旨の上申がなされるのであった<sup>76)</sup>。

従五位小野義真

右吟味中拘留致シ候旨去ル二十五日委細上申イタシ置候処昨廿八日病氣ニ付拘留差免更ニ他出ハ勿論他人面会文書往復等モ差止申候此段上申ニ及ヒ候也。七年十一月廿九日

しかし、司法省の調査の結果、小野義真には、村井茂兵衛上納金処分一件に関して、「不束ノ筋」がないとして、小野義真は「構無」の無罪放免となるのであった<sup>77)</sup>。

## 9 井上馨の喚問

村井茂兵衛の代理人が、1874（明治7）年2月5日、司法省裁判所へ再訴に及んだ後<sup>78)</sup>、司法省の調査の手が当時の判理局局長北代正臣・大蔵少

75) 「従五位小野義真喚問」（『太政類典』、第2編、第340巻、訴訟4、審理1）。

76) 同上。

77) 前掲、小田中聡樹「尾去沢銅山事件」、335頁。

丞小野義真へと伸びていったのは、前述の通りである。

この頃、井上馨は岡田平蔵との尾去沢銅山協同経営を放棄し、1874（明治7）年3月、先取会社を益田孝と設立し、米の売買や陸軍へ納入する商品の輸入業務などの商社事業に乗り出していた。

しかし、尾去沢銅山事件について、世人が疑惑の目を向けはじめ、司法省が次第に井上馨の責任を追及してくる事態になった1874（明治7）年3月15日、それまで強気であった井上馨も、流石に不満を抱きつつ「無情之極」と慨嘆し、征韓論争後大蔵卿を兼任している参議大隈重信の「保庇」を求める以下の書翰を、大隈重信へ出している<sup>79)</sup>。

其節懇願申上候尾去沢クレームヨリシテカ、別々野生之三年来遊跡等探索候様子、終ニ昨日は岡田方へ至り帳面モ相改メ候由、勿論野生身ニ於テ左程後暗キ所行モ不仕、何も恐怖ハ決て不仕候へ共、如何ニ疑惑候<sup>レ</sup>迎も限アル者歟と奉存候。如斯政府より疑を受、如何ニも遺憾切齒之至ニ候。併不才不徳と雖、小人之乱心と同一ニ見做サレ候事口惜事ニ御座候。最早右山も野生は丸で離レ、既ニ工部省えは平馬より返上之書翰モ差出シ候事故、左迄御疑念無之とも可然哉ニ奉存候。拾三年来一身を捨国事ニ委身、終ニ如スレピテーションモ保護を不得、実ニ無情之極と奉存候。最早定て不遠内司法より呼出シ詰問も可有之と覚悟懼在候。併何卒旧知を被思召出、大木<sup>ママ</sup>辺えも可然御弁解、事平穩ニ相済ミ、司法え呼出シナシニ、相済候得ば無量之仕合と奉存候。如我輩一身ニ権ナキ人と雖、余り無情と奉存候間、可然御含被下候而御保庇を蒙り度、伊藤え過日粗相咄シ置申候。何分御依頼申上候。

井上馨は、司法省へ呼び出され「詰問」を受けるのを覚悟しているとは

78) 前掲、『世外井上公伝』第2巻、67頁。

79) 同上、81頁～82頁。

いえ、それでは余りにも「無情之極」であり、参議兼司法卿大木喬任へ大隈重信から然るべく「弁解」の労を執っていただきたいと、「懇願」しているのであった。

更に1874(明治7)年3月29日にも、重ねて以下の書翰を大隈重信に出している<sup>80)</sup>。

過日来毎々拜趨、種々私情愁訴候而、早速大木先生へも御咄シ被下候由ニ而、彼の方も<sup>古川カ</sup>「二字欠」え調印候而、口上差出し候ニハ不及との事ニ而、夫成止ミ之気色ニ候由、誠ニ以偏ニ先生之御高庇を以、且々レピテーションモ保存シ、御厚誼之程決して忘却不仕候。実ニ不徳之性質ニ而斯迄怨望を受候次第、遺憾之極ニ御座候。爾後大木君えも罷出候而、い曲情実も吐露仕置候。乍此上御保護奉懇祈候。

どうやら大隈重信は大木喬任へ「弁解」の労を執ったようで、井上馨は大隈重信のこの「高庇」に感謝し、更なる「保護」を「懇祈」したのであった。

しかし、「司法え呼出シナシ」という訳にはいかなかった。

1874(明治7)年も押し迫った12月8日、司法省から以下のような井上馨喚問の伺が出された<sup>81)</sup>。

従四位井上馨呼出之儀ニ付伺

従四位 井上馨

右ハ大蔵大輔奉職中旧盛岡藩外国負債ニ関係イタシ候邨井茂兵衛上納金処分之儀ニ付当省裁判所へ呼出シ尋問致度此段相伺候也

七年十二月八日

司法卿大木喬任

80) 同上、82頁。

81) 「従四位井上馨裁判所へ呼出ノ儀伺」(『公文録 司法省之部 全 明治八年三月』、第235巻)。

この伺は、政府内に波紋を招くことになった。というのも従四位という高位の者を裁判所へ呼出し尋問するには太政官の「決議」を必要とする内規があったからである<sup>82)</sup>。

そのため、同年12月12日、太政官外史から大蔵卿大蔵重信へ、直ちに次の達が出された<sup>83)</sup>。

七年十二月十二日

大臣

外史

旧盛岡藩外債一件取調之儀ニ付大蔵卿へ御達奉伺候也

大蔵卿大隈重信

従四位井上馨大蔵大輔奉職中旧盛岡藩外債ニ係ル邨井茂兵衛上納金処分之次第委詳取調早々可差出此旨相達候事

一方、司法省としては、井上馨呼び出しの件につき、至急取り計らってほしい旨、同年12月17日、司法省大少丞から太政官史官へ再度申し入れがなされた<sup>84)</sup>。

従四位井上馨当省裁判所江喚出之儀ニ付過ル八日相伺置候右者差懸ル義ニ候間至急御運ニ相成候様御取計有之度此段申入候也

それゆえ、翌日の12月18日と翌年1月31日、両度にわたり、太政官史官から司法省大少丞へ、以下のような「申入」がなされている<sup>85)</sup>。

---

82) 小島徳弥『明治以降大事件の真相と判例』, 教文社, 1934年, 53頁。

83) 「従四位井上馨裁判所へ呼出ノ儀伺」(『公文録 司法省之部 全 明治八年三月』, 第235巻)。

84) 同上。

85) 同上。

従四位井上馨司法裁判所へ喚出之儀至急相運候様御照会之趣致承知候  
右ハ追テ何分ノ御指揮可相成候間此段御回報及候也

七年十二月十八日

史官

司法大少丞 御中

従四位井上馨司法裁判所へ呼出之義再応御申出之處右ハ追テ何分之御  
指揮可相成候条此段申入候也

明治八年一月卅一日

史官

司法大少丞 御中

そして、1874年3月22日、太政官外史から太政大臣三条実美へ、以下の  
伺が出され、指令案の通り、これが司法省へ伝えられた<sup>86)</sup>。

別紙司法卿伺従四位井上馨大蔵大輔奉職中旧盛岡藩外債ニ係ル郵井茂  
兵衛上納金処分之儀ニ付司法裁判所へ呼出シ度趣左之通御指令可相成  
哉奉伺候也

御指令案

伺之趣呼出之儀ハ難聞届候条封書ヲ以テ尋問可致事

司法省裁判所の井上馨への尋問は、「封書」を以てせよという太政大臣  
三条実美からの指令なのであった。これに対し、司法省裁判所での取調に  
あたっていた判事たちは反発して、以下の上申書を長官である大木喬任に  
提出した<sup>87)</sup>。

従四位井上馨呼出尋問之儀昨七年十二月中相伺候処此程封書ヲ以尋問

---

86) 同上。

87) 「従四位井上馨裁判所へ呼出方ノ儀再上申」(『公文録 司法省之部一 明治  
八年五月』, 第238巻)。

可致旨御朱書ヲ以御指令相成候然ル処封書推問之儀ハ譬ハ現行犯罪之類ニ而其事跡判然タルカ又ハ既ニ待罪書アツテ未タ其事跡ヲ尽シ兼候歟或ハ連累関係之罪ニ而主犯其外已ニ申口モ相定リ其一廉ヲ推問スル之類ニ候得ハ封書ヲ以テモ行届可申候得トモ此度井上馨呼出之儀ハ兼テ上申仕候通旧盛岡県外国負債ニ関係致シ候儀ニテ事跡頗ル入組罷在外関係之人員取糺候而モ根元井上馨ノ指図ニ依リ取扱候事故手続等心得兼候事柄モ多分有之第一井上馨ヲ取糺不申而ハ外関係之者迄口供相定リ不申到底封書ヲ以尋問行届候筋モ無之私共ニ於テハ此度御朱書之通御請難仕候依而此段上申仕候也

明治八年四月

大島権中判事

小畑権中判事

河野権大判事

本省 御中

すなわち、判事たちの司法判断によれば、封書を以て尋問する場合というのは、例えば、現行犯罪の類いで、その「事跡」が明白であるか、または「待罪」であっても、その「事跡」がなお不明確なところがあるので、さらに追及して明らかにしなければならぬ場合である。そのほか、「連累関係」で罪に問われているが、主犯や共犯の自供が既に定まっていた、その「一廉」をなお追及しなければならぬ場合であれば、封書で尋問しても構わない。井上馨について言えば、その「事跡」が頗る錯雑として入り組んでいて、しかも井上の「指図」によって、旧盛岡藩外債一件が発生していて、判断しかねる事柄も多分にある。それゆえ、井上馨を呼出し尋問しなければ関係者の自供も定まらない。したがって、封書による尋問では、到底調が行き届かないので、この度の指令に従う訳にはいかないというのであった。

この判事たちの上申を無視する訳にはいかず、1875（明治8）年4月8日、司法卿大木喬任は、太政大臣三条実美に、再度上申するに至った<sup>88)</sup>。

従四位井上馨喚出之儀伺之末過ル三月廿二日伺ノ趣難聞届ニ付封書ヲ以尋問可致旨御指令相成候処掛リ判事ヨリ別昏之通申出候間猶御評議被下度此段更ニ申進候也

明治八年四月四日

司法卿大木喬任

三条太政大臣 殿

この判事たちの申し入れをふまえた司法卿大木喬任の再上申につき、太政官の大臣・参議たちも、1875（明治8）年5月13日、以下のような太政官内史本課の指令案を受け入れざるを得ず、同月15日、司法卿へそれを指令したのであった<sup>89)</sup>。

八年五月十三日 五月十五日

大臣 三条印（岩倉）具視署名

参議 板垣印 寺島宗則印 外三人印 外二人花押 内史本課

司法省伺従四位井上馨儀裁判所江呼出候義ニ付判事申出之趣無余義次第二相聞候間御聞届相成可然哉御指令案相伺候也

御指令

（朱書）

再上申之趣書面尋問不都合之儀有之候ハ、呼出糺問不苦候事

明治八年五月十五日

これにより、井上馨を司法省裁判所へ喚び出し尋問することが確定したのであった。

この間の井上馨の心中を示しているのが、以下の1875（明治8）年4月30日付中野梧一宛井上馨書翰である<sup>90)</sup>。

88) 同上。

89) 同上。

90) 前掲、『日本富豪発生学・閥族財権争奪の巻』、70頁～71頁。

鉦山一件ノ訴ニ付、司法省有心故造ト思詰メ、生ヲ喚出シ詰問スルト申ス勢ニ相成、政府モ困入（リタル）果、内論等有之候得共、一向落着不仕ラズ、実ニ生モ迷惑千万、廢藩置県ノ際、多端処分セシ事ヲ、今日ノ道理ニ基キ、御質問トハ致方無之、書類ヲ取揚ゲ置キ、詰問ニ出逢候テハ、如何ナル利発モ、夫々記憶仕居候事不相成、此際如何成行候哉ト、余リ大蔵ノ事ヲ真ニ荷ヒ過ギ、後悔千万ニ候。最早一身ノ片付如何トモ決極相付、世間ノ事ニ頭出サズ、隠居ノ事ト思考仕候。有心故造ト申掛ラレ、其ノ筋ノ事体、何モ不覚、不言陳ズルト可申言ハ勿論（著者一註此一句読み難し）不覚事故間違計、言（フ）モ不言モ、罪ニ陥ルハ必然ト奉存候。木戸伊藤等、別（ケ）テ、心配中ニ候間、事穩（カ）ニ相済候ヤモ不知候得共、生モ追々同人等へ、決テ不相構、打捨置キ候様申立候。

司法省が、井上馨に「有心故造」（心に企みがあり、故意にすること）ありと極めつけ、喚問しようという勢いになり、政府も困りはて「内論」を寄越したが、事態は一向に落着せず、迷惑千万である。事件当時、大蔵省の事務に集中し過ぎて、今は後悔している、何も覚えがないと弁解するもしないも、罪に問われるのは「必然」と覚悟していると半ば諦めの気持でいることが窺われる内容となっているのであった。

ところで、太政官正院の情勢が井上馨の呼出・訊問へと大きく傾きつつあった1875（明治8）5月5日、木戸孝允は井上馨へ、次のような書翰を出していた<sup>91)</sup>。

司法云々折角弟之考にも御済せに而御帰坂相成候得は大に都合よろしく弟等も一大安心仕候儀に而頻に其運を企望仕候へ共規則前に参り兼候事に而此々かしこ皆意心伝心差略而已に御坐候間精々差急候而もい

91) 前掲、『木戸孝允文書』第6巻、130頁～131頁。

つまでと申所目的はつきり相立兼候に付其<sup>(カ)</sup>為内々実に心配仕居申候大木へも先日来及催促候事も有之裁判官之繰替等之都合も有之候由一昨日大審院被相立候に付司法審之章程も御渡に相成申候付而は無間着手之事と相考候へども大木先生も引当に不相成事不少其故山田へも得と申聞置申候右之次第故拝青ならでは中々難尽候先日来河野にも度々面会一昨朝も来訪同人之心事も承り色々底意を推見候処同人之考へも口では不申候得共底は無之様只々次第丈相立度と申様之意味も御座候乍去此人は今日関係不仕候得共裁之方へは内々大関係有之此度転移候に付而も諸裁判官大久保へも罷越候而各々建言もいたし居又尤之事も御座候

これによれば、木戸孝允は、司法卿大木喬任に働きかけて「裁判官之繰替」を画策していたのであった。更に、木戸孝允は、1875（明治8）年5月14日、司法大輔山田顕義へも、以下の書翰を出している<sup>92)</sup>。

井上一条ニ付、池田某其掛り被命候ニ付而ハ大ニ可然ト奉存候処、今一人之処不得其人ハ而ハいか様之不都合出来候とも難計と奉存候。于時立木兼善と申ものは生資性理之人ニ而大ニよろしき由。幸裁判官今少々ハ御増ニ相成候由。此人被仰付候上ニ而、此人其カ、リニ池田ト同様ニ相成候ハバ重疊と奉存候。今日モ井上来訪、類ニ立木 元福岡県令也 と井上某 是ハ阿州之人ニ而元大參事相勤め、随分有名之人也。之事もどふぞ司法え御採挙相成候様ニと申居候事御座候。依而大木卿へハ及内談置申候。何卒井上之事も都合克早々為相運不申而ハ色々あたりさわり多く、実ニ困却仕候。どうぞ御含置被遣可然奉願候。

木戸孝允は、一件を担当する判事につき、池田弥一が適任であると賛意

92) 前掲、『世外井上公伝』第2巻、72頁。

を呈し、また、立木兼善を推薦する件などを、井上馨の意向もふまえ、司法卿大木喬任に内談しておいたことを、山田顕義に報じていたのであった。

翌5月15日、井上馨は吉富簡一に書翰を出し、判事の差替があったことを知らせるとともに、呼出・訊問に応じる「決心」をしたことを伝えている<sup>93)</sup>。

生身上之事も、何分世間も囂々面倒ニ候故、一度ハ司法え出弁解仕候と決心、夫ニ付木戸・伊藤等も、余程心配候而、少々裁判官之差繰も有之 ○頭書。役差繰候事件杯ハ必御他言御容捨之事。大概相済ミ可申と奉愚考候。就而ハ近日より司法省も其裁判を起し可申候間、木戸杯も一先為相済候テ、帰坂可然との事故、任其意ニ申候。大概十九日廿日頃ニハ呼出シと相成可申候。先首尾克行ば御慰、若シモ不行、只生之廢藩置県之節馬鹿正直ニ事を担任セシガ、識之不足と相あきらめ申候。自然も事もつれ候へバ、拘留とも相成可申哉も難計候間、其節ハ唯々先収社之始末計懸念ニ御座候間、不幸中之事故、別て御尽力奉祈候。

そして、井上馨の呼出・尋問が太政官正院で決裁され確定した後の1875（明治8）5月24日、木戸孝允は司法省内部の状況を井上馨に、以下のよう  
に内報している<sup>94)</sup>。

乱筆御推読可被下候尚山田へ申越候積り御坐候  
御手昏拜見立木事項日檢印等相済候へども被申付候事不相分候に付昨日も催促いたし候処居所不相分昨日は司法省へ尋ねたり何ぞいたし候由に御坐候

93) 同上、73頁。

94) 前掲、『木戸孝允文書』第6巻、132頁～134頁。

大島課長之事山田よりも預相談候に付種々論談いたし見候得共好趣向無之由其に付昨日まで山田へも不致返答参院之上内密相談いたし候へ共好工夫無之大島課長に而は元より我々の好む処に而は決而無之候得共氣遣無之と申候イ藤へも相談じ候事に御坐候

其訳は立木而已ならず此度新任之判事皆不慣に付自ら課長は辞し候由立木と申候而も大島池田之上に立候而いたし候と申事は必六つヶ敷其ならばとて別人を出し候と申候而も其人は大底新任而已のよし池田はは大島之下故此事に而已池田を大島之上にと申訳には難出来次第に可有之且又無左とも始終世間なり司法中なり兄が何か跡ぐらき候様申触らし其を類に弟どもが保護候様引受合候気味御坐候処現に頃日一見仕候書類等に而も明白なる通り実に裁判等之有心故蔵歟と相考候へは服が立ち候てたまり不申何卒此度之処は明白に此上御弁論書類之処に而も当然之儀弟等も面色を一洗いたし候処を企望仕候

今日も大島之一条今一応相談し見可申候得共如何可有之哉前文之次第に付此上同人もと申事は難題歟と相考へ申候何も其上に而承知候事も可申上候草々頓首

五月廿四日

九 段

築 地 様 内密御答

河野敏鎌が元老院に「栄転」した後、聴訟課長となった大島貞敏は、井上馨の「有心故造」を強硬に主張した人物であったと言われている<sup>95)</sup>。

それ故、木戸孝允と気脈を通じていた司法大輔山田顕義は、大島貞敏を異動させようと考え木戸孝允に相談していたことがわかる。

木戸孝允としては、もとより大島貞敏は「我々の好む」人物ではなかったが、推薦した立木兼善が課長を辞退したとあっては、大島貞敏の下僚である池田弥一を課長にする訳にもいかなかったのである。

95) 前掲、『世外井上公伝』第2巻、75頁。

世間では、井上馨が何か「跡ぐらき」事をしていると言いふらし、それを「弟どもが保護」していると言っているようで、過日一見した書類にも明白に記されており、しかも「有心故造」であると思われる事を考えると、腹が立ってたまらないと、木戸孝允は述べていたのであった。

また、1875（明治8）5月29日付吉富簡一宛井上馨書翰には、次のようにある<sup>96)</sup>。

司印一件も充分にも無之候得共、最早懸り役員も相極り候而、定テ二日三日頃より開庭と可相成候。尤極内にて大蔵之書願一見候処、敢テ手續キも失シ候事ニハ無之、木戸・伊藤も一見候而子細無之、最早此上暴威ニ而拘留モ致すまじ。尤有心故造ニテ拷問等無為ニ候得バ詮方無之候。先右様之事ハ無之様、山田も充分注意罷在候。決テ御安思被下間敷候。只々世間人口ニ喋々不正之罪アル様名譽ヲ被汚候事遺憾、腸ヲ削之心地ニ御座候。御憐察可被下候。一度出庭候ハバ模様も相分可申候。

於生ニ敢テ不正ノ心アリテ致候得バ天罪ニ候へ共、更ニ心ニ覚へ無之候間、古ヨリ威権を張り事ヲ処セシ人如此例不少、怪ニ不足候。只々マジメニテ廢藩立県之処分ヲ、竹槍を覚悟シ、終ニ今日獄庭え出ルニ至り申候間、必ズ案思呉レ不申様御伝言奉願候。

司法省取調の裁判官は自分に「有心故造」ありと見込んでいるようだが、司法大輔山田顕義も「拘留」・「拷問」まではしないように注意してくれるであろうから、その点はまず心配していない。ただ世間が「喋喋」と不正の罪ありと見て名誉が汚されるのは、腸を削られる思いがするが、決して案じてくれるなど、周囲に伝えてほしいというのであった。

そして、下調がなお続いている同年7月9日付吉富簡一宛井上馨書翰で

96) 同上、96頁。

は、更に次のように述べている<sup>97)</sup>。

生一身之事も未ダ埒明不申、実ニ断腸の念を生じ候得共、木戸初メ益田モ他の友人迄、怒心セぬ様と毎々之忠告ニ故馬鹿ニ成丈勤居申候。然ル処終ニ裁判官中議論二ツニ相成、却て是迄之裁判官有心故造と申出、当節ハ其喧嘩と体を変じ候由、就而ハ中々容易ニ落着無覚束と愚考候

取調が長引き埒があかないのは、裁判官の間で意見が割れているので落着しないのであるというのである。

舞台は司法省東京上等裁判所に移り、井上馨は、1875（明治8）年8月22日・25日・27日と三日にわたって出廷し、判事の「推問」に答えた。

8月28日、吉富簡一に充てて、井上馨は次のように申し送っている<sup>98)</sup>。

一、生過ル廿二日より下調として東京上等裁判所え呼出し、其後廿五日と、昨廿七日、三度ニ及び申候。今日ハ調印仕候。尤余程柔順ナル問方ニ候而、只処分之次第を尋候計ニ御座候。最早一応出調ニ相成候ハバ、裁決ニ至り可申候。前々之小野杯之調とは、丸デ様子も相違候事ニ候而、更ニ他出等も留メ不申候。併不喰腹迄探候と申者故、満心不足計ニ候而憤怒ニ不堪候。御憐察可被下候。一先相済候次第下坂仕候間、必御掛念被下間敷候。

前記の小野義真の喚問による取調とは丸で様子も異なり、他出も禁じられる程ではなかったが、痛くもない腹を探る東京上等裁判所判事の下調には憤懣やる方なく、「憤怒ニ不堪候」と書き送っているのであった。

---

97) 同上, 97頁。

98) 同上, 101頁。

しかし、関係者の取調がなかなか進まず、9月30日にまたも井上馨は裁判所に呼び出される<sup>99)</sup>。10月4日付の吉富簡一宛井上馨書翰は、以下のよう  
に伝えている。

野生一身上之事も、過ル三十日裁判所え呼出、本調と相成候テ、只今  
是ハ御規式ノミニテ、先調丈ハ相濟候故、近日判決ニ立至り候由、定  
テ生ハ更ニ無罪と相成候模様ニ御座候。

どうやらこの時点で、井上馨は、全く「無罪」判決が出ると信じていた  
ようである。

しかし、裁判は長引き、直ちに決着がつくという訳にはいかなかった。  
それは、前記のように北代正臣の取調が難航していたことも一因であっ  
た。

そのことについて、1875（明治8）年10月5日、木戸孝允は、林友幸宛  
の書翰で、次のように伝えている<sup>100)</sup>。

乱筆御推読可被下候實に井上も如此長引候末又北代一条に而延引候  
は気の毒に御坐候  
先以御清栄珍重此事に御坐候さては北代<sup>マ</sup>忠助<sup>マ</sup>帰県之事は兼而司法省よ  
りも相とゞめ置候由之処内務省より許可に而先達而帰県致候由之処今  
日井上始銅山一条之裁判悉皆口書等も相濟候由之処北代之帰県の上に  
付一統之裁許皆相滞り井上も為其大迷惑如此長引候末また如此不都合  
に而大に困却いたし居司法にも山田始北代一条遺憾に存居申候此上北  
代之帰京延引いたし候ときは一統之大迷惑に付何卒至急帰京候様急々  
老兄より御申越有之候て可然と奉存候只今イ藤山田なども来集老兄よ

99) 同上、103頁。

100) 前掲、『木戸孝允文書』第6巻、250頁～251頁。

り其御尽力速に有之候方可然と皆申居候先は為其早々頓首

十月五日

孝允

友幸様 御内密

司法省が足止めしていた北代正臣が内務省の許可を得て帰県してしまったため、北代正臣の取調がなかなか進まず、関係者一同の口供も揃っているのに皆「大迷惑」を蒙っていることを伝えているのであった。

また、延引の背景には、司法省と大蔵省との間で、村井茂兵衛への2万5000円を返却する件の話し合いがなかなか折り合わなかったという事情もあった。

その点について、井上馨は、11月22日付吉富簡一宛書翰で、次のように述べている<sup>101)</sup>。

野生も今以裁判申渡シ丈無之、実は大蔵より少々金を村井なる者え払返す様相成候処、大隈少々又異論有之故ケ様長引申候。誠に御上之沙汰者長キ者にて、入り入申候。

また、翌23日、井上馨は、大隈重信に宛てた書翰で、大蔵省が村井茂兵衛へ早急に2万5000円還付することを決定してくれるよう、「懇願」するに至っている<sup>102)</sup>。

過日者御妨申上候陳ハ其節懇願仕置候司法省一件ニ付而ハ実以生一人殊之外迷惑ヲノールも(名譽)レスペクトモ被汚穢且此上大審院等之上告を蒙り候得者四五ケ月之束縛を蒙り候事故何卒御仁慈を以御払金被下度奉祈候大木先生裁判官を御説得有之候由山爾義、司法大輔田より承り候得者其命ニ応

101) 前掲、『世外井上公伝』第2巻、103頁。

102) 『大隈重信関係文書』第3巻、非売品、1933年、150頁。

し間敷由ニ候間右御説諭ニ応シ不申候ハ、最早夫て事済候様御方向御付被下度候此義ハ生涯之懇願ニ候間偏ニ御庇庇を仰之外手段無之候間御憐察を以御尽力奉祈候

それでは、関係者全員の取調が完了し、判決が下される前の1875（明治8）年10月20日付の井上馨の口供書を、以下、見てみよう<sup>103)</sup>。

東京上等裁判所調

西 四等判事

大寫五等判事

西潟六等判事

小川二級判事補

山口県士族 従四位井上馨

三十八年十ヶ月

自分儀大蔵大輔在職中辛未七月廢藩置県以来外国負債取調ニ着手候処各藩ニ負債之儀ハ素ヨリ公私ノ差別不判然其中奸詐ノ所業ニ係ル分往々有之候間自ラ一定之処分ニ至リガタク遂ニ伺之上大蔵省へ取纏メ公債可相立分ハ各債主へ償却致シ其中人民ヨリ可取立分ハ各自談判ヲ遂ケ夫々上納為致候筈ニ御評決相成依テ大蔵省中ニ判理局ヲ設ケ各藩債取調之為メ六等出仕北代正臣へ課長ノ場ヲ以テ事務担任為致小野少丞へモ兼務為致置候処旧盛岡藩外国負債ニ関係致候村井茂兵衛儀同藩ヨリ分借金処分ノ儀已ニ司法省へ送致相成候得共一先取戻シ精細取調之上上納ノ目途相立候ハ、夫々取計可然見込ヲ以テ壬申正月下旬頃ト覺へ小野少丞ヨリ申出ニ付其旨承リ置候後同三月二日ニ至リ旧盛岡藩外国逋債関係人村井茂兵衛以下取立金取計何ト記載セシ回議案其外同人ト旧盛岡藩ト差引貸借金等之精算書二冊取揃北代正臣ヨリ差出候処

103) 「旧盛岡藩々債処分ノ儀伺」（『公文録 司法省之部 全 明治八年十二月』、第246巻）。

右ハ元来判理局ニ於テ奏任以上之者へ属官ヲ付シ分局ヲ開キ取調サセ候一件ニテ取調之模様ハ折々承リ候儀モ有之候得共自分親シク取調候儀ニ無之故巨細之始末相心得不申ニ付回議案其外精算書等聊間然スヘキ儀モ有之間敷ト思量シ容易ク捺印致シ可然処分可致旨申聞置候儀ニテ取調之情実一心心得居不申且北代ヨリ壹万円等ノ事由陳述セシヲ承リ候覚モ無之所今般御吟味之上承候得ハ前条茂兵衛ノ上納金參万六千八百八円余之内壹万円之分ハ茂兵衛預リ金且分借金等ニモ無之全ク旧藩債之内ニ払ヒ入相成タル金円ニテ決テ借入金ニハ無之段茂兵衛方ヨリ申立ノ所川村選ヨリ説諭ニ及ヒ終ニ上納金ノ部ニ込加ヘタル事情自分ニ於テハ一切心得不申候得共右ハ全ク茂兵衛申立ノ通相違無之證拠物程経テ川井清蔵ヨリ川村選へ差出タルヲ同人義前調之当否モ再考不致等閑打過タルヨリ今日ニ至リ不都合ノ御吟味ヲ受ケ主任之越度ハ勿論自分ニ於テモ右回議案其外精算書等巨細点檢ノ際紛敷廉モ候ハ、夫々質問ヲ遂ケ後來不都合之儀無之様注意可致ノ所無余儀粗漏捺印致シタル儀今更無念之至リニ奉存候然ルニ茂兵衛上納金三万六千八百八兩余ト決定候後督促ノ末終ニ金納出来兼候ヨリ同人稼居候陸中ノ国尾去沢銅山返上付属品一切御買上右代価ノ内ヲ以テ上納金ニ充度願之旨聞届置候末右銅山ニ係ル負債共都合五万五千四百円ヲ以テ差出候儀ハ素ヨリ異議ナキニテ後日苦情等可申出筈無之儀ト心得罷在候得共全体後証トモ可相成書面取置可申ノ処其儀無之是亦主任之者不念ニ有之隨テ自分ニ於テモ到底不行届之儀ハ難免候事

右申上候通聊相違無御座候以上

明治八年十月二十日

井上馨

井上馨は、大蔵省内に諸藩の藩債に関する件を処理する判理局を設置し、その事務を「課長」たる6等出仕北代正臣と、大蔵少丞小野義真に任せていた。村井茂兵衛上納金処分一件についても、主任の川村選が主導していた。自分が直接調べた訳ではなく、「巨細之始末」は覚えがなく、処分の「回

議案其外精算書等聊問然スヘキ儀」もないと思量し、処分案に捺印したのである。しかし、今日に至り不都合の吟味を受け、主任の川村選の「越度」ではあるけれども、「回議案其外精算書等巨細点検ノ際紛敷廉」があれば「夫々質問ヲ遂ケ後來不都合之儀無之様」注意するべきであったが、余儀なく「粗漏捺印」してしまったのは「無念」である。また、村井茂兵衛上納金一件処分の際、村井茂兵衛から処分についての承諾書を取り置かなかったのは、自分の「不行届之儀ハ難免候」と、間接的に「上長官」として責任があることを認めているのであった。

この点について、司法省の下調で、井上馨は、以下のようにも述べていたのであった<sup>104)</sup>。

茂兵衛義、五万五千四百兩ニ而引渡候ハ、固ヨリ異義ナキ事ト自分ニモ心得居候。然レ共後證トモ可相成書付取置不申而ハ難叶、是等ハ故ラニ不申付トモ、専任之者ニ而注意可致答。其義無之ハ不都合ノ至リニ有之、随而自分モ不行届ハ難免候。茂兵衛義、今日至評価ナク引上ラレ候杯、苦情ヲ唱候答無之と存候へ共、確タル證拠無之上ハ、是又是非ニ及ザル次第と存候。元來実地ニ臨ミ検査ノ上佐計スルハ相当ニテアリト考候。サレ共其砌ハ何等ノ苦情モ不承候ニ付、異義ナキコト存候。

## 10 川井清蔵の口供

南部藩すなわち盛岡藩は、1869年8月29日（明治2年7月22日）、旧領の盛岡への復帰と同時に、維新政府より70万両の献納を命じられた。

旧盛岡藩外国負債の件で、村井茂兵衛が上納金処分を受けることになった発端は、この70万両献納金捻出のための旧盛岡藩大属川井清蔵の金策に

104) 前掲、『世外井上公伝』第2巻、115頁。

あった。

川井清蔵は、この金策の結果と、村井茂兵衛への藩からの返金の経緯について、以下のように供述している<sup>105)</sup>。

大阪府士族 川井清蔵 四十八年七ヶ月

自分儀去ル明治二年巳九月旧盛岡藩大属奉職中旧主南部利恭献金之儀ニ付英商オール氏ヨリ洋銀拾四万枚借入候処不図模様替ニ相成右借入ノ洋銀返納ニ可及ノ処差入有之条約ノ表ニ若シ違約ニ及候ハ、五万円ノ罰金可差出ノ明文有之候ニ付徒ニ五万円ヲ費サンヨリ寧口商法取営ミ其利益ヲ以テ償却ノ一助ニ加ヘ期月ニ至リ返スニ如スト議決仕右洋銀ノ内拾貳万枚午六月半金同十二月皆済ノ約定ヲ以テ村井茂兵衛へ貸付置候処オール氏ヨリ返償ノ催促ニ預リ候故茂兵衛へ貸付タル洋銀返済ノ約定ハ未タ期限前ニ候得共無余義事情相談ノ上追々ニ数万円取立オールト氏へ返却ニ及候末猶モ残金壹万円程至急返償致具候様同氏ヨリ相談ニ候ニ付同ク茂兵衛ヨリ取立弁償ニ相充テ可申心得ヲ以テ談判ニ及ヒ候処期限前非常ノ催覺ヲ成シ数万円返却ニ及ヒ候末総テ損失ノミ相釀シ随テ融通ノ道相塞リ何分壹万円ノ大金即時調達難相成段断リニ預リ甚タ当惑如何セン別ニ金策ノ目途無之折柄同人ヨリ倚頼候ニハ旧来南部家へ貸上之アル拾貳万円余ノ金辻今ニ一錢モ払入無之ノミナラズ貸付金ノ分ハ悉ク取立相成候テハ身代之程モ到底分散ヨリ外ノ覚悟無之必死困却致シ候ニ付何卒前貸上金ノ内如何程ナリトモ払入相成候様取計ヒ具候ハ、其内ヲ以テ洋借之内へモ返償候様可致トノ申出ニ有之情態至極尤ニ相聞へ且又茂兵衛義ハ身代モ相応之者故兼テ商社頭取申付置諸事営業罷在候処同人義分散候様ニモ立至リ候ハ、忽チ商社モ瓦解ノ端ヲ発キ可申ト焦心ノ余り同役田中愛之助ト商議シ茂兵衛ノ

105) 「旧盛岡藩々債処分之儀伺」(『公文録 司法省之部 全 明治八年十二月』, 第246巻)。

身代取立遣ハスハ商社ヲ盛大ナラシムルー術ナルヘシト議定ノ上同人ヨリ貸上之有拾貳万円余ノ内ニ先五万円程入金可致旨約束致置追テ愛之助ヲ以テ九十九商会ヘ相談ニ及ヒ金二万円借入午七月中払入則拾貳万円余ノ内正ニ受取候也ノ手形取置同十二月ニ至リ茂兵衛ノ本職ニ之アル木綿古手仕入金ニ可要逆前約ノ内三万円下渡呉候様催促ニ預リ候際幸ヒ独乙商ライスヘンケイヨリ洋銀十萬枚借入ノ条約相整候砌ニ付右ノ内ヲ以テ壹万五千円更ニ払入レ則奉内借候追テ御勘定相立テ可申トノ手形取置候儀ニテ右ニ廉共全ク旧債ノ部ヘ入金仕候義ニ相違無之候所既ニ民部省ニ於テ御取調ノ節右手形ニ通共写ヲ以テ差出シ置申上候ニハ右貳万円并一万五千円ハ前書ノ通り商社ヲ盛大ニセン一術ヲ以テ茂兵衛ニ非常ノ金策致遣シタル義ニテ商社接続候テヨリ其詮モ可有之候得共豈凶シ同人義彈正台ヘ詞訟ニ及ヒシヨリ商社モ瓦解ニ相成リ甚タ遺憾ニ不耐然ルヲ彼カ為メニスル情ハ毫モ無之ト存且又聞違ヲ以テ手控状ノ中ニ貸付ト記載有之タルニ泥ミ一時心得違ヲ生シ同省ヨリ引続キ大蔵省御調ノ節モ壹万五千円受取書ノ文面ニ奉内借候ノ明文有之ヲ証拠ニ引キ貸付ノ体ニ申シ成シ置候所元司法省御裁判所ニ於テ屢々御糾問ヲ受加之茂兵衛代堀恣之助ヘ対決被仰付前書奉内借ノ三字ハ旧盛岡藩ノ習慣ニテ未タ皆済ニ不至迄ハ内借ト認来リ候義ハ全ク俗例ニ候処其実民蔵兩御省ニ於テモ包蔵罷在貸付金ノ体ニ申立テ候段今更後悔前書ノ通有体申上候事

右申上候通聊相違無御座候以上

明治八年七月廿二日

川井清藏

すなわち、1万5000円受取書の文面に「奉内借」とあるを、藩から村井茂兵衛への「貸付」と強引に申し立てたが、これは虚偽であったと、白旗したのである。

## 11 川村選の口供

前記のように、1872年2月(明治5年1月)末に、村井茂兵衛上納金一件の再調査を、大蔵少丞小野義真から命じられた十等出仕川村選は、「旧盛岡藩ノ負債一件書類数多持参」して判理局長北代正臣宅へ行き、村井茂兵衛の上納金一件の調査状況や計算を報告した。

そして、判理局主任の川村選の高圧的な「威迫」により、上納金返納を承諾せざるを得なかった村井茂兵衛が、やむなく尾去沢銅山を返上しその買上代金を以て上納金を差し引いてくれるよう歎願したのを受け、川村選は、1872年4月9日(明治5年3月2日)、村井茂兵衛上納金処分に関する計算書を添えた「旧盛岡藩外国逋債関係人村井茂兵衛已下取立金取計窺」という「回議案」を作成し、これの決裁を求めた。

この回議案について、司法省の取調を受けた川村選は、以下のように述べている<sup>106)</sup>。

洋銀代壹万千百円(両)余ト、右壹万円(両)・壹万五千元(両)、三口合而三万六千八百三歩壹朱余ト結立、此分上納可致旨申聞置候。尤之<sup>ママ</sup>外国負債ノ分大蔵省ヨリ償却相成候節、右利足余程減少相成候義候処、茂兵衛於而ハ、莫大ノ旧貸上金ハ先其俣ニ<sup>(ママ)</sup>關キ、借入ノ分而已上納為致候事ニ候ヘバ、夫是酌量都而利足差除キ元金ノ之上納為致可然旨、北代正臣へ稟議ヲ遂ゲ、然ルニ前条申上候茂兵衛ヨリ元民部省へ差出候精算書ニハ、利足記載有之、其外差違有之候へ共、精算書其俣ニ致シ、大蔵省ニ於テ取調タル処ニテハ、都合三万六千八百八円三歩壹朱ト永拾弍文五分ニ相成候旨、付紙ヲ貼シ、三月二日、旧盛岡藩外国逋債関係人村井茂兵衛已下取立金取計窺ト記載セシ回議案ヲ制

106) 前掲、『世外井上公伝』第2巻、113頁。

シ、以テ北代正臣陳述、右精算書并茂兵衛稼之鉾山返上願ニ付而ノ回議案差出シ候義ニ有之、右ハ同人ヨリ他ノ面々ハ定而精細説明有之タルコトト存候へ共、其訳柄委敷回議案ニ書添。

すなわち、村井茂兵衛が以前民部省へ提出していた「精算書」はそのままにしておいて、大蔵省取調の結果である3万6108円余の「付紙」を添付して北代正臣へ提出し、それが「回議案」となったというのである。

また、川村選は、次のようにも述べている<sup>107)</sup>。

村井茂兵衛義、同藩外国負債ニ関係イタス義ニ付、元民部省ニ於テ取調之節、身代取締相成、其俣大蔵省へ引継、到底身代限之見込ヲ以処分之義、未十月頃、司法省へ送致相成、爾後同十二月下旬頃、壬申正月上旬歟<sup>マ</sup>と覚、藩債取調ノ義ニ付、盛岡藩旧官吏川井清蔵并茂兵衛等相尋、御用向モ有之時ニ呼出シ候折柄、民部省ニ於テ旧盛岡藩ニ係ル分借取調相成タル精算書、本紙司法省へ差廻シ有之、大蔵省へハ写而已ニテ、右茂兵衛旧藩ヨリ預リ、金勘定書中不明瞭ノ廉モ有之候ニ付、茂兵衛へ申付、更ニ写シ壺冊差出サセ候処、豈凶ラン壺万円ハ相除有之、因テ子細相尋候処、右ハ旧貸上金之内返却ニ相成候金辻ニ有之赴申候得共、別段取調も不致、已ニ民部省ニ於テ相決、自分ヨリ上納金ノ部ニ記載シ書面差出ナガラ、今更苦情ヲ称へ候ハ不都合ニ有之、依而前同様之書付更ニ差出候様申聞候処、承諾イタシ、爾来同様之写持参ニ付一覽候処、壺万円ノ廉へ云々ノ附紙有之、サレドモ差拒候文面ニモ無之候ニ付其俣受取、依然上納金ト見做居申候。

旧盛岡藩外国負債に関連し、民部省が村井茂兵衛の身代を取調べ、それを民蔵合併後大蔵省へ引継ぎ、「身代限」の見込をもって、司法省へ送致

---

107) 同上、116頁～117頁。

した。しかし、小野義真が再調査を発議して、司法省から関係書類を大蔵省が取り戻し、主任の川村選が出した「回議案」では「精算書之本文ト附紙ト相反シ」ていたにも関わらず、「回議案并精算書等川村ヨリ受取長官へ差出」したと、判理局長であった北代正臣は陳述していた。

川村選は、村井茂兵衛が一万円を「上納金ノ部ニ記載」した書面の写を、「附紙」のあるまま承諾し差し出したのを「其俣受取」、「依然上納金ト見做」したというのであった。

更に、川村選は、以下のように、詳細に答えている<sup>108)</sup>。

右一件 ○旧盛岡藩負債一件 ハ、司法省へ送致相成候ニ付、示談之上書類悉皆取戻シ、二月初旬ヨリ著手。川井清藏・田中愛之助ヨリ申立候ニハ、洋銀代拾貳万四千兩、茂兵衛へ月式分之利足ヲ以貸付有之処、右之内拾壹万円余返金、全ク之残金壹万千百円程有之、外ニ壹万五千元并ニ壹万円貸付有之旨申立候ニ付、茂兵衛ニ承り糺シ候処、洋銀代残金ハ全ク上納分ニ有之候得共、元來壹万円ハ旧盛岡藩へ旧高知県九十九商会ヨリ金貳万円借入、午年七月十日、茂兵衛貸金ノ内入金トシテ返却相成タル内ノ壹万円ニテ、壹万五千元モ前同様御貸金ノ内、返却ニ相成タル金円ニ有之候赴申立候へ共、壹万円ハ正月初旬ノ頃、説諭ニ及置候義ニ付、依然上納金ト見做、壹万五千元ノ口モ勘弁仕候処、旧貸金ノ返償ニ候ハバ、廢藩置県ノ後凡半年モ經過候而差入レタル不都合、且受取證書文面ヲ被閱候得バ、奉内借ノ文字モ有之候間、旁借金之責難免、是又上納金ト見做、夫々説諭候処、格別之異存モ不申立承伏候間、則洋銀代壹万千百円余ト、右壹万円・壹万五千元、三口合而三万六千百八兩三步朱余ト結立、此分上納可致旨申聞置候。

すなわち、洋銀代12万4000円の内、村井茂兵衛が11万円余を返済してい

---

108) 同上、117頁。

るので、その残金1万1100円とその外に1万5000円並びに1万円の計3万6000円を「貸付」していると、旧盛岡藩吏の川井清蔵・田中愛之助が申し立てたので、村井茂兵衛に糺したところ、それは逆で村井茂兵衛が藩から「貸金」返済分として受け取ったものであると申し立てた。しかし、「受取證書文面ヲ被閱候得バ、奉内借ノ文字モ有之」ので、これらを「上納金」と見做したというのであった。

しかし、川村選を取り調べた判事は、「辛未十二月下旬ノ頃、川村一己ノ了簡ヲ以テ、司法省ノ所分ノ義送致相成タル一件ノ書類ノヨシ、不明瞭ノ廉有之共、容易ニ著手可致道理無之候得共、其实ハ井上ニ於テ茂兵衛ノ銅山取揚ゲ平蔵ヘ云々ノ造意」があり、「川村<sup>マ</sup>え命ジ窃ニ著手為致タルナラン」と、井上馨の暗黙の了解があったのではないかと、更に「川村ノ専断ト云モ蓋シ長官ノ意ニアルノ扱ナラン」と断じていたのであった<sup>109)</sup>。

けれども実際には、北代正臣が陳述しているように、「上納金ノ内壱万円ノ分ハ今般当庁ニ於テ御吟味之上預金又ハ貸付金ニモ無之全ク旧盛岡藩ノ旧債ノ内ニ払入相成タル金円」であったことが明白となるのであった。

次いで前述の通り、川村選は、1872年4月25日（明治5年3月18日）、「岡田平蔵尾去沢鉱山引受願之儀ニ付見込取調伺」と目安書きした稟議書を作成し、大蔵省諸務課・判理局・丞を経て輔に提出したのである。

川村選の稟議書の趣旨は、村井茂兵衛が返済しなければならない総計5万5400円を村井茂兵衛から上納すれば一件は落着する。しかし、村井に弁金の途が無く、出願も有ることだから尾去沢銅山を返上せしめ、その附属品を悉皆買上げるというものであった。

そして、関係者の取調が完了した1875（明治8）年10月20日の川村選捺印の口供書は、次のようなものであった<sup>110)</sup>。重複する部分もあるが見てみよう。

109) 同上、117頁、118頁。

110) 「旧盛岡藩藩債処分儀伺」（『公文録 司法省之部 全 明治八年十二月』、第246巻）。

東京上等裁判所調

西 四等判事

大瀧五等判事

西潟六等判事

小川二級判事補

東京府士族 紙幣寮大属

川村 選 四十一年九ヶ月

一自分儀明治四年未十一月四日大蔵省十等出仕拜命判理局長北代正臣ヨリ旧盛岡藩盛岡町商村井茂兵衛義同藩外国負債ニ関係致ス義ニ付元民部省ニ於テ取調之節身代取締相成其俣大蔵省へ引継到底身代限ノ見込ヲ以テ処分之義未十月頃司法省へ送致相成爾後同十二月下旬歟壬申正月上旬歟ト覺へ藩債取調之儀ニ付盛岡藩旧官吏川井清蔵并茂兵衛等相尋候用向モ有之時々呼出候折柄民部省ニ於テ旧盛岡藩ニ係ル分借取調相成タル精算書本紙司法省へ差廻シ有之大蔵省へハ写ノミニテ右茂兵衛旧藩ヨリ預リ金勘定書中不明瞭ノ廉モ有之候ニ付茂兵衛へ申付更ニ写壺冊差出サセ候処豈凶ン壺万円ハ相除キ有之因テ子細相尋候所右ハ旧貸上金ノ内返却ニ相成候金辻ニ有之趣申候得共別段取糺モ不致已ニ民部省ニ於テ相決自分ヨリ上納金ノ部ニ記載シ書面差出ナガラ今更苦情ヲ称へ候ハ不都合ニ有之依テ前同様ノ書付更ニ差出候様申聞候所承諾致シ原本同様之写持參候ニ付一覽候所壺万円之廉へ云々之附紙有之サレトモ差拒ミ候文面ニモ無之ニ付其俣受取依然上納金ト見做シ居申候其後正月廿九日ト覺へ小野少丞ヨリ旧盛岡藩負債一件専ラ担当可致旨被申付右一件ハ司法省へ送致相成居候ニ付示談之上書類悉皆取戻シ二月初旬ヨリ着手川井清蔵田中愛之助并茂兵衛等呼出一件ノ始末取調候所清蔵愛之助ヨリ申立候ニハ洋銀代拾貳万四千兩茂兵衛へ月式分ノ利足ヲ以貸付有之所右之内拾壺万円余返金全クノ残金壺万千百円程有之外ニ壺万五千円并壺万円貸付有之旨申立候ニ付茂兵衛へ承り糺シ候所洋銀代残金ハ全ク上納分ニ有之候得共元来壺万円ハ旧盛岡藩へ旧高知県九十九商会ヨリ金貳万円借入  
午年七月十日茂兵衛貸金ノ内入金

トシテ返却相成タル内ノ壹万円ニテ壹万五千元モ前同様御貸上金之内  
返却ニ相成タル金円ニ有之候趣申立候得共壹万円ハ正月初旬之頃説諭  
ニ及置候儀ニ付依然上納金ト見做壹万五千元ノ口モ勘弁仕候所旧貸金  
ノ返償ニ候ハ、廢藩置県之後凡半年モ経過候テ差入タル不都合且受取  
証書文面ヲ被閱候ヘハ奉内借之文字モ有之候間旁借金ノ責難免是亦上  
納金ト見做夫々説諭候所格別之異存モ不申立承服候間則洋銀代壹  
万千百円余ト右壹万円壹万五千元三口合三万六千八百三分壹朱余ト  
詰立此分上納可致旨申聞置候尤元外国負債之分大蔵省ヨリ償却相成候  
節右利足余程減少相成候義之所茂兵衛於テハ莫大之旧貸上金ハ先其俣  
ニ閣キ借入之分ノミ上納為致候事ニ候ヘハ夫是酌量都テ利足差除キ元  
金ノミ上納為致可然旨北代正臣へ稟議ヲ遂ケ然ルニ前条申上候茂兵衛  
ヨリ元民部省へ差出候精算書ニ通利息記載有之其外差違有之候得共精  
算書其俣ニ致シ大蔵省於テ取調タル所ニテハ都合三万六千八百三步  
壹朱ト永拾貳文五分ニ相成候旨付紙ヲ貼シ三月二日旧盛岡藩外国通債  
關係人村井茂兵衛以下取立金取計伺ト記載セシ廻議案ヲ製シ前件壹万  
円壹万五千元云々之訳柄ハ巨細口上ヲ以テ北代正臣へ陳述右精算書并  
茂兵衛稼ノ鉾山返上願ニ付テ之廻議案差出候義ニ有之右ハ北代ヨリ他  
ノ面々へハ定テ精細説明有之タル事ト存居候得共其訳柄委敷廻議案ニ  
書添へ且茂兵衛ヨリ差出候精算書モ認メ直サセ可申之所紛敷写之俣ニ  
附紙ヲ以惣高ノミ記載致シ且其後三月廿日頃ト覚前書壹万円口茂兵衛  
ヨリ受取書是迄川井清藏所持罷在候得共右一件総テ大蔵省へ御引請相  
成候上ハ手許へ差置候テモ不用之品ニ付相納可申旨ヲ以同人ヨリ差出  
一見仕候所兼テ茂兵衛申立ノ通右壹万円ハ旧藩債ノ内返金ノ明証ニ候  
得共篤ト注意モ不致其俣受取置前調之当否モ再考不仕打過居今般御吟  
味ニ依リ始テ心付彼是職上不肖合之段奉上入候  
一三月十八日岡田平藏義尾去沢鉾山引受願之儀ニ付見込取調伺案ヲ仕  
出候義ハ一体三月十三日村井茂兵衛義上納即時調兼候ニ付稼居候尾去  
沢銅山返上右付属品一切御買上其代価之内ヲ以補度旨願出仍テ跡稼人

願出次第茂兵衛之願意聞届可相成省議ニ候所幸ヒ右平蔵跡稼方願出候  
間右ハ身代モ相応之者ニ付願之通許可相成可然トノ議案ニ有之所則決  
議ニ相成候間三月廿三日茂兵衛手代忠兵衛呼出シ銅山ヨリ官へ係ル負  
債ハ無之哉之旨相尋候処兼テ申立タル江刺県へ米代壹万九千貳百四拾  
八兩貳朱ト永拾文三分并三陸商社へノ借財壹万三千元有之趣申立候得  
共右商社之分ハ官へ対スル之筋ニ無之候ニ付採用相成ガタク即江刺県  
米代ノミ引分ケ茂兵衛上納金三万六千八百兩三分ト百參拾七文合  
五万五千三百五拾六兩余平蔵へ為引受可申ト存候処右様大金ニ端金有  
之候テハ不都合ニ付五万五千四百兩之高ニ取結度旨忠兵衛ノ望ニ任セ  
聞届然ルニ江刺県米代惣高之内既ニ県地於テ壹万四拾円余約済相成タル  
趣ニテ其分ヲ差引九千貳百四拾八兩貳朱ト永拾三文ヲ据置残ル壹  
万四拾三兩余ヲ三陸商社借財壹万三千元ニ相充テ呉候様忠兵衛申立候  
得共全数引受候訳ニハ至リ兼候間壹万四拾三兩余之分右会社借用ノ方  
振向ケ全ク五万五千四百円ト相究候間平蔵呼出之上右金額ニテ粗取極  
若シ実地検査之上見込ヨリモ多分ノ物品等有之節ハ相応出金之心得ニ  
テ引受候テハ如何ト談候所則承諾致候ニ付三月廿四日茂兵衛願意無拗  
次第ニ付聞届且平蔵ニハ茂兵衛差出候銅山附属品御払下之義願之通聞  
届ノ達案相認廻議ニ付シ候処直ニ決議相成候間同廿五日双方願ノ意聞  
届ノ達取計上納金納方且銅山附属品受渡之義ハ茂兵衛平蔵遂対談候様  
申聞置候処兩人共請書差出候右銅山附属品等調査受渡ニ付立会ノ為メ  
四月初旬実地へ出張仕夫々取調候節カラミ銅数万斤有之候ニ付増金之  
儀平蔵へ相談ニ及候処同人此分ヲ製シ立候ルハ余計ノ費用モ相掛リ候  
ニ付何分増金可致訳ニハ至リ兼候旨申立候間忠兵衛ニ其旨申聞候処別  
ニ異存モ無之其佗打捨置候方ニ決着仕候并鉦夫其外諸職人前貸付金数  
万円有之引渡目録ニモ記載有之候得共右者旧藩以来之物品且負債等ニ  
テ可取立様モ無之旨忠兵衛ニ於テモ申居候ニ付自分ニ於テモ用立サル  
物ト存込申候然ルニ調査之上夫々引渡方相済候間引渡目録持參ニテ五  
月十二日帰京仕尾去沢銅山へ出張山内附属品所分済之段右引渡目録相

添御届仕候右茂兵衛ノ願意聞届相成候末之处分ニテ評価無之共茂兵衛ニ於テハ大蔵省ヘ対シ五万五千四百円ヲ以返上異議無之トノ書面取置不申将又上納金之受取書モ今ニ不相渡候段不念之至リニ御坐候且実地在品多少ハ予メ確定難致必現場取調之上相応之代価ヲ以買上可相成ハ当然之儀ト今更思量仕候

一前条茂兵衛取立金処分之儀ニ付昨春以来元司法裁判所ニ於テ屢御吟味之際自分御答之廉々茂兵衛代人堀松之助無申立ト齟齬ノ廉不少不都合之旨御詰問ヲ蒙リ頗ル困迫ノ余不測心得違ヲ生シ裁判官ノ故意ニ出候歟或ハ松之助ノ誣告ナル歟ヲ疑ヒ岸本且矩ニ依頼シ松之助ヘ申込壹万円壹万五千円等ノ事由云々書取ニ致シ自分申出ニ反セサル様申立可具旨内々及依頼候得共松之助承諾不致終ニ申口不居合ヨリ訟庭ニ於テ対決之際内々岸本ヲ以口合之儀不束ノ段發覚ニ及ヒ御吟味ヲ蒙リ前件自分取調之義疎漏之廉有之ヨリ茂兵衛之苦情モ引起シ申候素ヨリ裁判官故意ナラサルヲモ水解仕全ク心得違之段悔悟仕候事

右申上候通聊相違無御坐候以上

明治八年十月二十日川村選印

これまで述べてきたのと同じ内容であるが、川村選は、村井茂兵衛上納金処分経過、更に岡田平蔵の尾去沢銅山引受の経緯について供述したのである。

そして更に、村井茂兵衛代理人堀松之助に対する証言の口裏合わせ依頼一件についても供述した。すなわち、堀松之助の供述と川村選の供述が取調を進めているうちに、種々齟齬していることが明らかになってきた。そこで、堀松之助に自分の供述と反しないよう口裏を合わせてほしいと、1874（明治7）年4月11日、岸本且矩に依頼した口裏工作が露見し、心得違いであったと自供しているのであった。

（本学名誉教授）